

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで

私は、昭和36年4月頃、両親と一緒に国民年金に加入し、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和36年4月から60歳到達時まで国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、申立期間前後の保険料を納付済みである上、申立期間当時、転居は無く、仕事や生活状況に変化も無かったとしていることから、申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から35年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を34年4月1日、資格喪失日に係る記録を35年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、34年4月から同年7月までは7,000円、同年8月から同年10月までは1万2,000円、同年11月から35年4月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から35年5月1日まで
昭和33年頃から38年2月まで、A病院（現在はB病院）で勤務していたが、昭和35年5月1日からの厚生年金保険の加入記録しか無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A病院における元同僚の供述から、申立人は、少なくとも昭和34年4月1日には同事業所で勤務し、35年5月1日まで継続して勤務していたことが推認できる。

また、昭和34年4月1日に入社し、病院給食に係る業務に従事していたと回答している元同僚は、当該業務を担当していた者は全員が常勤として勤務していたと回答している上、当時、当該業務を担当していた元同僚5人（申立人を含む。）の氏名を挙げているところ、オンライン記録によると申立人以外の者は全員がA病院で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、複数の元同僚に対して照会を行った結果、病院給食に係る業務を担当していた者として、上記元同僚以外の4人（当該4人については昭和34年4月1日時点では既に厚生年金保険の資格を喪失している。）の氏名を回答しており、この4人についても、オンライン記録によると、全員がA病院で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

以上のことから、A病院では、病院給食に係る業務に従事するすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から35年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、同職種の元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和34年4月から同年7月までは7,000円、同年8月から同年10月までは1万2,000円、同年11月から35年4月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年頃から34年4月1日までの期間については、複数の元同僚に対し照会を行ったものの、当該期間において申立人が勤務していたことをうかがえる供述を得ることができなかった。

また、A病院の後継病院であるB病院に対し照会を行ったものの、A病院に係る資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答があった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2389 (事案 172 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月4日から21年3月1日までの期間に係る船員保険料を事業主(船舶運営会、以下同じ。)により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶運営会における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を20年4月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を250円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月16日から21年3月1日まで
昭和17年5月から24年10月までA株式会社(現在は、株式会社B)で船員として働いていたが、社会保険事務所(当時)の期間照会回答書によると、20年3月16日から21年3月1日までの期間の記録が無かった。その間はC丸に乗船していて、20年*月*日にD港においてE軍の爆撃により沈没し、8月*日原爆投下により被爆したが、終戦後も引き続き残務整理のため勤務した。A株式会社において抜けている被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人の申立期間においてC丸に乗船していた事実及び船員保険料控除について確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は特段の新たな資料等を提出していないが、C丸に乗船している間にD港において爆撃にあったことから、申立期間においても同船に乗船していたことは確かであること等を理由として、

船員保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、船員保険被保険者名簿、被保険者台帳（旧台帳）等記録の管理状況、元同僚の船員保険への加入状況及び申立人に係る海軍における履歴等について調査を行ったところ、厚生労働省社会・援護局業務課が保管している申立人に係る「遭難徴用船舶船員履歴書」から、申立人が昭和20年4月4日付けで、C丸に一等甲板員として乗船した記録が確認できる。

また、申立人は、「昭和20年3月にF丸を下船後まもなく、特殊法人船舶運営会より同会管理下のA株式会社のC丸への乗船指示を受けた。」と供述しているところ、上記の被保険者台帳（旧台帳）により、船舶所有者がA株式会社及び船舶運営会と記載されていることが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、D港に改造工事のため同船が係留中であつたが、昭和20年*月*日に同船当直勤務中にE軍の襲撃に遭い沈没した。」と供述しており、当時の状況等の記憶には具体性があり、申立人の所持する被爆者健康手帳によりD港にて被爆した事実も確認できることから、申立人が同船沈没時まで乗船していたことが推認できる。

さらに、申立人は、「C丸沈没後も、残務整理等の予備船員として昭和21年3月1日までの期間も給与が支払われていた。」と供述しているところ、船員保険法の改正により、昭和20年4月から予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）についても船員保険の被保険者とする制度が開始されている。

加えて、オンライン記録によれば、C丸に係る船員保険被保険者名簿に記載されているほぼ全員が、爆撃沈没以降も引き続いて同船において船員保険に加入しており、複数の者が昭和21年3月1日まで被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、そのうち複数の者は、「船員保険加入記録は乗船期間ではなく、在籍期間であつたとして、C丸沈没後、待機していた予備船員の期間においても船員保険に加入し、船員保険料が控除されていた。」と供述していることから、申立人に係る船員保険の加入についても、これら同船の元船員と同様に取り扱われていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月4日から21年3月1日までの期間について、特殊法人船舶運営会における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC丸に係る船員保険被保険者名簿に記載されている昭和21年3月の資格取得時標準報酬月

額の記録から判断すると、20年4月から21年2月までは250円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、特殊法人船舶運営会が既に解散しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月16日から同年4月4日までの期間については、申立人がC丸に乗船していたこと、及び給与からの船員保険料控除が確認できる資料及び供述等が得られないことから、当該期間について、申立人が船員保険の被保険者であったことを確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月16日から同年4月4日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は株式会社B）における資格喪失日、及びC株式会社における資格取得日に係る記録を平成2年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の1か月について未加入となっていることが分かった。この間は、株式会社Aより関連会社のC株式会社に異動となった時期で、継続して勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B提出の申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が株式会社A及び関連会社のC株式会社に継続して勤務し（平成2年8月6日に株式会社AからC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年6月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務担当者が申立人の資格喪失及び資格取得に係る届出

について、誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

平成20年7月10日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、事業主から賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険料を納付できなかった。このため、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びA社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成22年11月30日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 26 日まで
申立期間における標準報酬月額は 13 万 4,000 円と記録されているが、当時支給されていた給与の支給額や厚生年金保険料の控除額と比較しても、著しく低いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた株式会社A(現在は、B株式会社)の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の社会保険関係の書類を保管していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額と記録されている標準報酬月額が見合っていない。申立期間当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、そのほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の

届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の財団法人AのB所（現在は、株式会社C）における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和21年11月11日と認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人AのB所における資格取得日に係る記録を昭和23年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人AのD所（現在は、株式会社C）における資格取得日に係る記録を昭和25年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間③の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から同年11月11日まで
② 昭和23年11月1日から24年1月1日まで
③ 昭和25年2月1日から同年12月1日まで

昭和21年4月に財団法人Aに入社し、59年8月7日に退職するまで継続して勤務していたのに、国の記録では、申立期間①、②及び③の3か所が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、財団法人Aの後継事業所である株式会社Cが保管している申立人の人事記録から、申立人が同法人に継続して勤務（同法人B所から同法人E所に異動）していることが認められる。

また、申立人の財団法人AのB所から同法人E所への異動日については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の同法人E所における厚生年金保険被保険者資格取得日の記録から、昭和21年11月11日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の財団法人AのB所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和21年11月11日とすることが必要である。

申立期間②について、財団法人Aの後継事業所である株式会社Cが保管している申立人の人事記録及び申立人の妻から提出された永年勤続表彰状並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同法人に継続して勤務（昭和23年11月1日に、財団法人AのE所から同法人B所へ異動）していたことが認められる。また、同社からの回答及び申立期間当時の同僚の供述により、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の財団法人AのB所における社会保険事務所（当時）の昭和24年1月の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、財団法人Aの後継事業所である株式会社Cが保管している申立人の人事記録及び申立人の妻から提出された永年勤続表彰状並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同法人に継続して勤務（昭和25年2年1日に、財団法人AのB所から同法人D所に異動し、同年12

月 1 日に、同法人D所から同法人B所へ異動)していたことが認められる。また、同社からの回答及び申立期間当時の同僚の供述により、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の財団法人AのB所における社会保険事務所の昭和 25 年 1 月の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 2 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年9月まで

勤務していた会社を退職した際、国民年金に加入するようにと会社の事務担当者から説明を受けたので、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で納付していた記憶がある。未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職した際、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和62年11月に払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立人は、国民年金に加入したこの時点で、納付可能な60年10月から62年3月までの保険料を過年度納付していることが、オンライン記録で確認できることから、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられ、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 8 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 8 年 2 月まで
昭和 63 年 5 月に会社を退職して独立し、同年 9 月の開業と同時に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月同区役所で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月に会社を退職後、同年 9 月に国民年金の加入手続を行い、毎月区役所で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより C 県内全てについて、「D (漢字)」及び「E (カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成 8 年 10 月 31 日とされていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から60年10月まで

私は、勤務先を退職した昭和58年10月以降の国民年金保険料は、アルバイト代や雇用保険の給付金で納付した。怪我や病気により納付できなかった保険料については、60年11月に再就職してから1か月分ずつ納付した。保険料は母親に納付してもらい、全て納付するのに3年間から4年間ほどかかったと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和58年10月の勤務先退職後に、アルバイト代や雇用保険の給付金、再就職後の給料で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認できるものの、A市が国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、58年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、同日以降、申立人が同市で国民年金に再加入した形跡は見当たらず、これは申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2263(事案 740 及び 2001 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から56年3月までの期間及び平成13年4月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から56年3月まで
(再々申立て)
② 平成13年4月から14年5月まで
(再申立て)

申立期間①の国民年金保険料については、昭和55年7月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、滞納している保険料を納付しない限り、年金番号も年金手帳も発行しないと言われたため、保険料を納付し手帳を交付されたものであり、その後も納付したはずである。申立期間②の保険料についても母親か姉が納付してくれたと思う。未納となっていることには納得できないので、再々申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立て(申立期間①の申立て)について、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月に払い出されており、この頃国民年金の加入手続が行われたと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であること、ii)昭和55年度の国民年金保険料は、A市の保管する国民年金収滞納リストでは未納となっていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の再申立て(申立期間①の再申立て及び申立期間②の新規申立て)について、申立期間①については、前回の申立内容と同様であり、再申立

内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、申立期間②については、i) 申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録全てが漏れるとは考え難いこと、ii) 申立期間直後の平成14年6月から16年3月までの保険料は16年7月2日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、この納付時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であることなどから、申立期間①及び②は、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間①に係る再々申立て及び申立期間②に係る再申立てについて、その申立内容は、いずれも前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月、63 年 9 月から平成元年 2 月までの期間及び 3 年 9 月から 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月まで
③ 平成 3 年 9 月から 4 年 1 月まで

私は、昭和 62 年 4 月頃に国民年金に加入し、仕事を辞めた時はその都度区役所の窓口に出向き国民年金の手続をしていた。国民年金保険料を納付するつもりがなければ窓口に行くはずは無く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、以後、会社を退職した都度、申立期間②及び③の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成 6 年 12 月 28 日付けで国民年金保険料の免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できることから、同年 12 月頃に国民年金の加入手続を行い、現在付番されている国民年金手帳記号番号はこの頃払い出されたものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間①、②及び③は既に時効により保険料を納付できず、申立人は申立期間①、②及び③の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するには、申立人が国民年金加入手続を行ったとする昭和 62 年 4 月頃に、上記とは別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、D市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①、②及び③に登載されておらず、同市では国民年金被保険者として管理していないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月17日から同年2月1日まで
② 平成6年3月26日から同年4月1日まで

私は、雇用保険被保険者離職票のとおり平成6年1月17日から同年3月31日までA社に継続して勤務したのに、年金事務所の記録によると、申立期間①及び②が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主へ複数回照会したが、回答が無く、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げている複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立期間以前からA社に勤務していた同僚5名全員における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に、雇用保険の資格取得日より遅いことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記同僚のうち3名の雇用保険の離職日についても、申立人と同様に、厚生年金保険の資格喪失日と一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 12 月から 61 年 9 月まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は 60 年 6 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに勤務していた元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの元事業主に照会したところ、「私は当時の社長（夫）が平成 12 年に亡くなった後、会社整理のため代表取締役となっており、当時のことは分からない上、関係資料等も保存されていない。」と回答しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の元同僚に照会したところ、申立期間における申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aにおける申立人に係る雇用保険の資格取得日は昭和 60 年 6 月 1 日であり、オンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、申立人は、「申立期間当時、B公認会計事務所が株式会社Aの経理関係を担当していた。」と述べているため、B公認会計事務所に照会したところ、「株式会社Aという会社の顧問をしていた記憶はあるが、関係資料

の保存年限が7年のため、当時の資料が無く不明である。」と供述している。また、申立人は、「会社が申立期間当時、C社の団体生命保険（保険料は会社負担）を掛けていた。」と述べているため、C社に照会したところ、「当社にて管理しているデータベース上では加入記録は確認できない。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

また、雇用保険の記録において、申立人は、株式会社Aに勤務する前に勤務していたD社に係る失業給付を昭和59年1月18日に申し込みし、申立期間のうち同年2月25日から同年8月28日までの期間に失業給付を受給していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は国民健康保険証により医療機関に受診した。」と述べており、当該医療機関の医療事務担当者は、「申立人の健康保険証は国民健康保険であったと記憶している。」と供述していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 47 年 7 月まで

私は、A株式会社にて昭和 42 年 6 月から 47 年 7 月まで勤務した後、他社へ転職したが、A株式会社にて勤務した期間の加入記録が無いので調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主の妻及び当該事業所が税務事務を依頼していた税理士事務所の所長の供述から、申立人が申立期間についてA株式会社にて勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は既に死亡しており、上記の元事業主の妻は、「同社は適用事業所ではなかった。」と供述している上、上記税理士事務所の所長は、「当時 5 人未満の事業所は適用事業所とならず任意加入のため、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。したがって各人で国民年金、国民健康保険への加入を勧奨していた。」と供述している。

また、オンライン記録において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であることを確認することはできない。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が記憶する複数の同僚について、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、当時、当該事業所は、適用事業所ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月頃に A 社に入社し、電話交換手として勤務していた。36 年 6 月に退職するまでの期間のうち、32 年 9 月 1 日から 33 年 5 月 1 日までの期間については、B 共済組合員としての加入記録があるが、その前後の期間については、何も記録が残っていない。当該期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 32 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間については、C 企業年金基金に保管されている「勤務記録カード」の記載から、申立人が「丙類二臨時作業員」として、A 社において勤務していたことが確認できる。

一方、当該臨時作業員は、B 共済組合の組合員となることはできないものの、一定の条件を満たせば、厚生年金保険に加入できる旨規定されているが、C 企業年金基金の担当者は、「申立人が厚生年金保険の加入対象者となる適用条件に該当していたか否かについては不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記の「勤務記録カード」において、申立人の在籍記録は無く、当該期間について、

申立人の勤務の実態を確認することができない。

申立期間②については、上記の「勤務記録カード」において、昭和 33 年 4 月 30 日付けで、「辞職を承認する（自己便宜）」及び「退職手当金 1,980 円」と記載されていることから、申立期間当時、申立人は既に当該事業所を退職していたことが確認できる。

また、申立期間①及び②における、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号が連続している上、欠番も見られないことから、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、当該事業所における申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の被保険者記録は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月頃から 2 年 10 月頃まで
平成元年 10 月頃から 2 年 10 月頃まで、株式会社A（後に、株式会社B）の派遣社員としてC株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）に記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月頃から 2 年 10 月頃まで株式会社Aに派遣社員として勤務していたと申し立てている。

しかし、株式会社Aの後継事業所である株式会社Bは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会をしたが回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している3人の同僚のうち、1人は、当時の株式会社Aに係る被保険者縦覧照会回答票で氏名が確認できない上、残りの2人においても姓のみの記憶であるため、人物を特定できず勤務実態等について照会することができない。

そこで、株式会社Aに係る被保険者縦覧照会回答票から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 11 人に照会したものの、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年頃から 22 年 5 月 1 日まで
② 昭和 23 年 6 月 1 日から 25 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②については、B株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であった者に照会しても、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことを記憶している者はいないため、申立人に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続し欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立期間当時の複数の同僚が、申立人はB株式会社の建屋内に住み込んでいたと供述している。

しかしながら、B株式会社は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を

保管していないため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名が記載されておらず、健康保険整理番号は連続し欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月1日から同年5月1日まで

昭和61年12月末日に株式会社Aを退社し、62年1月より正社員としてB組合C支店へ勤務した。国（厚生労働省）の記録では標準報酬月額は同年1月から同年4月まで28万円となっているが、同報酬月額は厚生年金保険が本社適用とされた同年5月以降と同じ36万円だったはずであるので、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合は、既に清算終了している上、清算人及び申立期間当時の労務担当者も亡くなっており、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は無いことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、B組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載され、申立人と同様に昭和62年5月1日に同組合C支店において被保険者資格を喪失し、同日から同組合本社において被保険者資格を取得した複数の同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり分からないが、自分についての厚生年金保険の記録に疑問なところはない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、B組合C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の申立期間の標準報酬月額等は、オンライン記録とも一致しており、遡って記録が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 35円38 21.6.21」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和21年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から同年12月1日まで
(A社)
② 昭和25年4月11日から26年2月1日まで
(B株式会社)

私は脱退手当金の請求書は書いていないし、支給も受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 2,000 円 26.10.2」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和26年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、前述のとおり昭和26年10月2日に支給決定されているところ、当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であり、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
(B 株式会社)

脱退手当金をもらっているとの記録となっていると聞いたが、私は受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 45. 6. 10」、「小切手交付済 45. 7. 14」の押印が有ることが確認できる。

また、申立期間の最終事業所である B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 7 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月8日から40年5月5日まで
申立期間の脱退手当金が支給済みとの記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間であるA社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求したことを示す、「受付 45. 4. 21 B社会保険事務所」、「送金済 45. 6. 16 B社会保険事務所」の押印が有るとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見え、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと見えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 5 日から 40 年 1 月 26 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
(株式会社 B)
③ 昭和 41 年 3 月 12 日から 44 年 5 月 21 日まで
(株式会社 C)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 44. 5. 27 D 社会保険事務所」、「支払済 44. 8. 1 D 社会保険事務所」の押印が有るとともに、昭和 44 年 8 月 1 日に申立人が社会保険事務所（当時）の窓口で脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、株式会社 C（現在は、株式会社 E）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の押印が有るとともに、脱退手当金は、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 8 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをう

かがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。